

【Q21】 Waiver、あるいはNo Waiver と題する条項の意味を教えてください。

【A21】 表題の waiver は、waive の名詞形で権利などの「放棄」をあらわします。no waiver とあれば「不放棄」ということになります。正反対の意味ですが、内容はほぼ同じです。むしろ正確には no waiver とすべきでしょう。

条項例としては以下のようになります。

“Section〇〇. Waiver

Failure or delay on the part of either party hereto in exercising its right of termination hereunder for any one or more defaults shall not prejudice either party's right of termination for such or for any other or subsequent default.”

「本契約のいずれか一方の当事者が、一つ又は複数の不履行(defaults)について本契約のもとでの解約権を行使することをしないか遅れたとしても、それは当該不履行又は別のもしくはその後の不履行についての一方当事者の解約権を損なうことはない。」

この条項は、ある英文契約中の“default”「債務不履行」と題する条項の次に置かれていたものですが、訳文を読んでもピンとこない人は多いことでしょう。具体的なケースに即して考えてみましょう。たとえば、一方の契約当事者(X)から他方当事者(Y)の支払義務(利息など)が毎月末に発生するようなローン契約があったとします。つまり、XはYに対し、ある年の1月末、2月末、3月末……というように利息を払っていくべきとされているのですが、1月末の利息支払いを遅延し2日遅れで2月2日になって支払ったとします。この場合に、すでにXによるdefaultは2月1日時点で発生していたのですが、Yはそのdefault発生に対して、ただちに契約上行使できると認められた権利(解約権)に訴えることをせず放置しました。2月末日分の支払いについても遅れ、3月3日になってやっと支払いがなされましたが、Yは寛大にこれを見逃しました。ところが、3月末支払分は、4月5日になってもいまだ支払いがなされなかったため、Yはとうとう“堪忍袋の緒が切れた”とばかりに解約権の行使をXに申し入れたところ、Xから、英米法の下でのdoctrine of waiver「権利放棄の原則」あるいはdoctrine of estoppel「禁反言の原則」に基づく抗弁が提起されたのです。1月末、2月末の支払に関してそれぞれdefaultが生じていたにもかかわらず、それに対する権利行使をしなかったのは解約権を放棄したことになるというのが根拠です。

それまでさんざん支払遅延を見逃してもらっていまさら「恩を仇で返す」とは何事だ、と怒ってみても上記の法原則を厳密に適用されるとやはり分が悪くありません。waiver clauseは、まさにこうした不都合を除去し、安心して軽微なdefaultを見逃せる状況をつくり出すためにあると考えればよいでしょう。

わが国の私法にも、消滅時効制度などには、「権利の上に眠る者は許さず」との法格言に象徴される権利放棄の原則に近い考え方が含まれています。ただ、英米法は大陸法にお

けるよりは、比較的権利者にきびしいと、この関連では言うことができそうです。

(弁護士 長谷川俊明)